

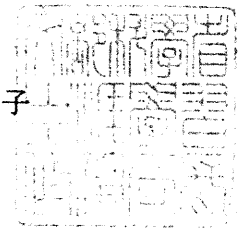


27文科生第883号  
平成28年4月1日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
小中高等学校を設置する学校設置会社  
を所管する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長

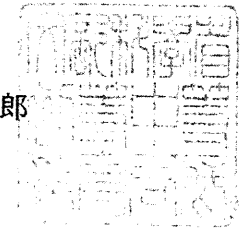
有 松 育 子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎



(印影印刷)

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化における  
教育関係部局等との連携について (通知)

ひとり親家庭支援については、平成27年12月に決定した「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)において、ひとり親の生活支援のみならず子供の学びの支援も含めた総合的な対策が取りまとめられたところです(別添1)。

ひとり親家庭支援については、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかひとり親家庭に知られておらず、支援策が十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難

な事情を抱えている方が多いが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていないという課題があることから、「すくすくサポート・プロジェクト」において、ひとり親家庭の相談窓口に、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整えることとされました（別添1、2）。

ひとり親家庭に対する総合的・包括的な支援を行う上で、教育に関する相談についても教育関係機関を通じて適切に支援につなげる体制を整えることが必要であることから、平成28年4月1日に厚生労働省より発出されたひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化に関する通知（「母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について」の一部改正について）（別添3）及び「「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」の一部改正について」（別添4）においても、地方公共団体でのひとり親家庭の相談窓口の実施における教育委員会をはじめとする教育関係部局や学校関係者との適切な連携・協力が必要とされています。

ついては、貴職におかれては、以上の趣旨を踏まえてひとり親家庭の相談窓口担当部局等と積極的に連携・協力いただくとともに、所管又は所轄の学校（専修学校及び各種学校を含む。）、域内の市町村教育委員会及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

**【本件担当】**

生涯学習政策局

参事官（連携推進・地域政策担当）付企画係

03-5253-4111（内線3406）